

名古屋市教育委員会定例会

令和 2 年 7 月 17 日

午後 2 時 00 分

正庁

議 事

- 日程 1 第 5 号議案 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 日程 2 第 6 号議案 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 日程 3 第 7 号議案 名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について
- 日程 4 承認第 4 号 令和 2 年度一般会計補正予算に関する専決処分について
- 日程 5 令和 3 年度使用教科用図書の採択について
(高等学校用、小学校用、特別支援学校用、中学校用のうち、
国語、書写、地図、音楽(一般、器楽合奏))
- 日程 6 第 8 号議案 名古屋市社会教育委員の委嘱について
- 日程 7 第 9 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
- 日程 8 第 10 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 日程 9 第 11 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 日程 10 第 12 号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小栗 成 男 委 員
船津 静 代 委 員
小嶋 雅 代 委 員
西淵 茂 男 委 員
鎌田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 23 名 ※傍聴者 31 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は多数の傍聴申し込みが見込まれたため、傍聴人の定員を名古屋市教育委員会傍聴規則に定める 10 人から 50 人に拡大して受け入れておりますのでご理解のほどお願いいたします。

では、議事運営についてお諮りいたします。議事日程第 6「名古屋市社会教育委員の委嘱について」より議事日程第 10「名古屋市科学館協議会委員の委嘱について」までにつきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても議事日程第 6 から第 10 までについては非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴の方も含め、ここにおられる皆様をお願いいたします。日程第 5 の令和 3 年度使用教科用図書の採択に関しましては、県の指導を受け、採択結果は 8 月 31 日まで非公開としております。また、採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日ここで知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

では、これより、日程第 1「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

失礼いたします。日程第 1 第 5 号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

日程 1 の資料をご覧ください。この規則改正は、6 月の教育委員会定例会においてご意見をお伺いいたしました、名古屋市入学準備金条例の一部改正議案が、6 月市会において議決され、入学準備金の延滞利息の割合を年 5 パーセントから年 3 パーセントに改めることに伴い、規則規定様式中の延滞利息に係る記載についても改めるものでございます。

施行期日は、令和 2 年 8 月 1 日でございます。

改正文案は 1 ページはねていただきまして、別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 1「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では、次に日程第 2「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

失礼いたします。日程 2 の資料をご覧ください。

日程第 2 第 6 号議案「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」ご説明させていただきます。

この規則は、給付型で返済が不要の奨学金について定めたものでございます。

経済的理由によって修学が困難な者に対し、高等学校等において修学するために必要な学資を給付するものでございます。

名古屋市奨学金条例第 3 条第 4 号により、「経済的理由により修学が困難であること」が受給資格の要件として定められておりますが、この要件を満たす者として、「保護者等の市町村民税所得割額が非課税であること」が定められております。

市町村民税所得割額は、前年の所得を元に算出されているため、現在の規定上、令和 2 年中に失業等により、収入が著しく減少した世帯は、対象とならない可能性がございます。

令和 2 年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済状況の変化により、家計の状況が急激に悪化する世帯が相当数見込まれるため、令和 2 年度限りの特例として、教育委員会が別で定める者を対象とできるよう規定を整備するものでございます。

なお、対象者の拡大に伴う予算については、6 月市会において補正予算の中でお認めいただいております。

施行期日は、公布の日からでございます。改正規則案は別添のとおりでございます。
説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 2「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では、次に日程第 3「名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程 3 の資料をご覧ください。

日程第 3 第 7 号議案「名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について」ご説明させていただきます。

この規則は、平成 17 年度に廃止された本市の奨学金制度に係る規定でございます。
廃止された規則「名古屋市奨学金規則」は、経済上の理由により就学が困難な者への就学費用の貸与について定めておりましたが、同様に経済上の理由により修学が困難な者に対し高等学校等に入学するために必要な学資の貸与を定めた入学準備金制度の開始の翌年度に廃止をいたしました。

規則は既に廃止されておりますが、この規則に基づいて貸与された奨学金に関し、債権回収業務が必要であることから、返済に係る定めは、廃止後も、なお効力を有することとしており、この度この返済に関する定めを改正しようとするものです。

具体的には、この奨学金の返済は無利子となっておりますが、毎年の返済期限内に返済しなかった部分については、延滞利息が生じます。

このたび、入学準備金の延滞利息の割合を年 5 パーセントから年 3 パーセントに改めることに伴いまして、この奨学金の規定につきましても同様に延滞利息の割合を改めるものでございます。

施行期日は、令和 2 年 8 月 1 日でございます。

なお、入学準備金と同様に、施行日である 8 月 1 日以降の期間に係る延滞利息の割合を年 3 パーセントに改めるもので、施行日前の期間に対応する延滞利息は、従前の例によることとなります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(小栗委員)

これ以前もちょっとお聞きしたことかもしれませんが、3 パーセントの裏付けというのは、先般ご説明いただいたのですが、もう一度いただけますでしょうか。

(櫻井総務課長)

今回、民法の法定利息の改正により 3 パーセントに改めるものでございます。

従前民法は年 5 パーセントということでございましたが、3 パーセントに改められてございます。この民法の年 3 パーセントの理由といたしましては、平成 28 年に衆議院の法務委員会で議論がされております。その中では民法制定から 120 年間、5 パーセントで運用されてきたということで、激変緩和は避けるべきというようなご意見と、あと例えばそれを年 2 パーセントにした場合、市中金利に合わせると当時は 2 パーセントが相当じゃないかという議論もあったようですが、この場合は遅延に対するペナルティという意味の延滞利息の利率ということもございますので 2 パーセントではペナルティとしては低いのではないかとということも踏まえまして、施行日時点の利率については年 3 パーセントとすることといたしましてその後は市中金利をみながら、3 年に一度見直すというような民法の改定がされたところでございます。

(小栗委員)

はい。ありがとうございました。

(船津委員)

ありがとうございました。すごく細かい話で恐縮なんですけれども、一番最後の所についている新旧対照表の中で一枚目のところの文言で気になるところが 5 パーセントから 3 パーセントになるのはいいのですが、この今の段階でお返しになってらっしゃらない方がいらっしゃるという前提でのお話ですね。

その部分の第 6 条の 2 の 2 行目のところに返済しない金額とあるのは、前年度の延滞利息がついたものを含めての返済しない金額ですかね。

一枚目については奨学金の返納をとかあるので、それは借りた奨学金の分だと思うのですが、後ろの方は返済しない金額ということでいうと、利息の入ったものに翌年またかけられちゃうのかっていうことを教えていただきたいです。

(東海林学事課長)

この返済しない金額というのは返済していただくべき元本についてかかるものなので複利でかかるものではございません。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、日程第 3「名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では、次に日程第 4「令和 2 年度一般会計補正予算に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村企画経理課長)

日程第4承認第4号「令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分について」ご説明いたします。

資料をお願いいたします。予算のうち、教育に関する事務に関する部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見が求められるものでございます。この際、緊急処理の必要があり、委員会を招集する暇がないと認めるときは、教育長等専決規則第1条第3項の規定によりまして、専決することが可能となっております。専決処分をした場合は、次回委員会にその事由及び処理状況を報告し、承認を求めるものとされております。

次のページをお願いいたします。

今回お諮りいたしますのは、学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策の強化等についてでございます。本件は令和2年6月19日から行われました名古屋市市会6月定例会で補正予算案を提出する必要があったため、専決処分を行ったものでございます。

「(1) 趣旨」にございますとおり、各学校・幼稚園における学校教育活動の再開にあたり、感染症対策や学習保障等に必要な取り組みを迅速かつ柔軟に実施するための経費を支援するものでございます。

「(2) 内容」にございますように、この経費は各学校長、幼稚園長の判断により執行できる経費として、校種・学校規模に応じて配分を行うものでございます。

「(3) 1校(園)あたりの配分額」、「(4) 校数」につきましては資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次のページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、事業の詳細についてまとめたものをご用意いたしました。

「1 趣旨」については先ほどのご説明のとおりでございます。

「2 配分額」につきましては、校種や規模で区分された1行ごとに該当する学校数、幼稚園数と金額を掲げ、予算の内訳がわかるようお示したものでございます。

「3 対象となる経費」でございますが、感染症対策といたしまして、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品、夏季休業期間中の給食実施にかかる、調理員の熱中症対策、スポットクーラーに必要な経費などがございます。

その他、家庭における効果的な学習のために用いる教材や家庭との連絡体制強化のための経費などが対象とされています。

「4 執行方法」につきましては、各校に執行計画を提出していただき、多くの学校が希望する物品などにつきましては金額面でスケールメリットを出したり、学校の事務負担を軽減するために事務局で一括発注を行ってまいります。その他の経費につきましては各校の執行となりますので学校に予算を配分いたします。

「5 スケジュール」でございます。本件につきましては、7月6日に名古屋市会において議決がなされております。現在各校で執行計画を作成しているところでありまして、執

行計画を集約した後、7 月末頃に各校（園）に予算配分や一括発注を行う予定でございます。

このページ以降、国の実施要領や問答集をつけてございますので適宜ご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

（小嶋委員）

大変結構なことだと思うのですが、実際にこの消毒等々で教員の負担が、大変増えているということがあり、そのための人的な、それを補助する人の謝金等というものは別に配慮はあるのでしょうか。

（木村企画経理課長）

先ほど最後に説明しました国の実施要領、6 月 19 日の実施要領でございますけども、大きな 2 番の（2）①というところに補助対象経費がございます。消耗品を買うお金、備品を買うお金、通信費など、それから借損料というのはリース代です。最後に雑役務費というのがございます。これで例えば、お掃除をするための委託、これを個人に頼んで謝金をお支払いすることはできないのですが、会社に頼む委託の手法であれば、このお金を支出することができるということになります。

（小嶋委員）

そうすると学校の裁量でこのお金をそういったことに使うことは可能ということですか。

（木村企画経理課長）

そのとおりでございます。

（西淵委員）

学校再開に伴う国の補助事業ということだと思いますが、緊急的に非常に必要な学校毎のお金ということになると思います。

これはこれとして必要なんですが、今後も当然、感染症というものは、今までもあったし、これからも起こり得るようなことなので、是非ですね、来年度以降のところできちんとそういうものが割り当てられて学校の方に配分できるということを是非ご検討いただい

たらありがたいと思います。意見として申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、日程第 4「令和 2 年度一般会計補正予算に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

それでは、次の議事に移りますので、職員の入替えをお願いいたします。

【事務局職員の入替え】

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 5「令和 3 年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

本日は、令和 3 年度に使用する「高等学校用」、「小学校用」、「特別支援学校・学級用図書」の採択を行います。

また、中学校用のうち、「国語」、「書写」、「地図」、「音楽一般」、「音楽器楽合奏」の採択審議を行います。

では、はじめに、高等学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(水野高等学校・幼稚園教育担当主幹)

それでは「高等学校用教科用図書」について、説明させていただきます。

まずは、お手元の資料④の青いファイルをご覧くださいと思います。最初にあります小さいサイズの冊子「高等学校用教科書目録」を取り出していただけますでしょうか。

表紙を 1 枚めくっていただきまして、今回文部科学省に登録されている教科書の数についてご説明申し上げたいと思います。「はしがき」の下段の表にございますように、今回、全教科合わせて 756 種 792 点となっております。今回、市立高校 14 校からは、総数で 347 種 357 点の教科用図書の採択希望が挙げられております。

採択の流れにつきましては、4 月の「教育委員会」で既にお示ししております。ここでは、教科用図書採択について具体的に行った手順について、資料を基にご説明致します。

なお、公平・公正な教科書採択を行うため、教科書の執筆・編集に携わった教員は、各学校における研究協議会に関与しないこととしております。詳細について、担当者よりご説明申し上げます。

(長谷川指導主事)

お手元にご用意致しました、資料 4 の青いファイルをご覧ください。こちらのファイルは、教科用図書の採択の際に用いました資料を集めたものでございます。順を追って説明させていただきます。

なお、後ほどご説明いたしますが、本年度は新型コロナウイルス感染予防のため、例年とは進め方が異なる部分がございます。

教科用図書の採択にあたり、例年ですと、まず、教科毎に各校から代表者 1 名を招集し、現在出版されている教科用図書それぞれの特徴について情報を共有、研究協議を行う「教科研究会」を開催いたします。4 月 30 日の教育委員会でもお伝えしましたように、新型コロナウイルスの感染予防対策として、本年度はこの会の開催を見合わせました。その代わりとして、各校で作成いたしました「研究報告書」を指導室で一旦集約し、それを全校に配布し、それを参考に各学校で教科書研究を進めました。その際に、協議用資料として教育委員会がまとめたものが、お手元の「資料 1-1」となります。

黄色の付箋がついたページをご覧ください。こちらは、出版社より文部科学省に提出されている「編修趣意書」からの情報、そして前年度までの教科用図書採択において出された意見等を統合し、各教科用図書の特色を各教科・科目毎に教育委員会がまとめたものでございます。この資料を基に各校において研究協議を行い、より充実した教科用図書採択へと繋げてまいります。

その後、各学校は教科毎に十分な協議を経たのち、学校全体で「教科用図書研究協議会」を行います。その結果を教育委員会に報告したものが「資料 1-2」となります。続いて、赤色の付箋がついたページをご覧ください。このページには、菊里高校の国語科について、採択を希望する教科用図書が、使用学科、出版社、書名、研究内容の順に記されております。研究内容の欄には、各校において検討を行った際にその図書を採択希望図書とするに至った理由とも言える、特色が記されています。

また、表の右端にございます「新継連の別」について説明させていただきます。一番上

の段の国語総合は、「1 年 継」となっておりますので、前年度採択した教科書と同じ教科書の採択を希望していることを表しております。それに対して、上から 4 段目の現代文 B は「3 年 連」となっており、第 2 学年の時に購入した教科書を、第 3 学年も連続して使用することを表しております。なお、昨年度とは異なる教科書を新たに採択希望とする場合には、こちらの欄に「新」の文字が記されております。

「採択希望教科用図書」について、「資料 1-2」の「採択希望教科用図書研究報告書」を基に 1 学年別の一覧表にし、教育委員会に提出されたものが、「採択希望教科用図書一覧（案）」、「資料 1-3」でございます。青色の付箋がついたページをご覧ください。菊里高校 1 年生より順に、全校全学科の「採択希望教科用図書一覧（案）」が綴じられております。

最後に、資料 1-4 に関わって、今年度は、教科書展示会、こちらは鶴舞中央図書館で行いましたが、「市民の声」として、ご意見を 7 件頂戴いたしました。全てのご意見は青ファイルに記載してありますが、特に対応が必要と思われるようなご指摘はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

以上、資料 1-1 から資料 1-4 に関しまして、ご説明をさせていただきました。これらの資料をもとに、ご審議をよろしくお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、高等学校用教科用図書についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（西淵委員）

各高校の生徒の実態だとか先生方が研究されてそれぞれ選ばれたということで、もちろん異論はないんですけども、今回、学習指導要領が先回と変わっていて、先生方が調査研究されたものがここに出てくるんですけども、学習指導要領の趣旨、変更の趣旨についての程度研修されているのか、どのように研修されているのかということについて、分かる範囲で教えていただけたらと思います。つまり、知らない人はいないと思いますが、十分に理解せずに選んでいるとそれは意味が違ってきてしまうものですから、いかがかなと思いますけども。

（水野高等学校・幼稚園教育担当主幹）

各教科の方で教科書会社の方から該当するような教科書を一冊ずつ献本の形でお送りいただいておりますので、その教科書の方を学校の中で閲覧したうえで、様々な教科書を比較検討して、各学校で採択希望図書を選定しておりますので、各教科書の内容、それから学習指導要領の内容等を生徒の実態に合わせて、どれが適切かということをも十分研究した上で今回の希望図書を出させていただきます。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、それでは、高等学校用については、それぞれの学校の特性や生徒の実態に即したものを調査研究いただいております、資料 1-1 に各校の採択希望の一覧がまとめられております。この一覧にある通り、各校の希望に合わせて、令和 3 年度使用教科用図書として採択を決定してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、小学校用教科用図書の採択を行いますので事務局の説明を求めます。

(藤好指導室長)

それでは小学校用の教科用図書につきまして説明させていただきます。まず机上有りますピンク色のファイル資料①の表紙裏をご覧ください。令和 3 年度使用教科用図書採択基本方針の 1 の (1) にありますように、採択基本方針として、「小学校用教科用図書は、令和 2 年度と同一のものを採択する。」とあります。よってお手元に「令和 3 年度使用小学校用教科用図書一覧 (案)」を用意いたしました。なお、文部科学省より送付された「令和 3 年度使用小学校用教科書目録」には、現在、名古屋市が使用している全ての物が掲載されており、令和 3 年度の供給に支障がないことを申し添えます。よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので小学校用教科用図書について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、小学校用教科用図書については、4 月定例会で決定した採択基本方針のとおり、今年度使用している発行者のものを引き続き採択することによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、特別支援学校、特別支援学級用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(藤好指導室長)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用教科用図書について、説明いたします。

同じくピンク色のファイル資料①の表紙裏をご覧ください。「令和３年度使用教科用図書採択基本方針」の１の（３）にありますように、「特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する」となっております。また、１の（４）にありますように、「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第９条の規定による教科用図書は、児童・生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」とあります。

続きまして、同じピンク色のファイルの３ページをご覧ください。「令和３年度使用特別支援学校用教科用図書一覧表（案）」でございます。

なお、特別支援学校・特別支援学級設置校では、校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置し、児童・生徒の特性に応じた適切な教科用図書の調査研究をしてまいりました。その結果は、水色のファイル資料⑦「令和３年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書調査研究報告書」として提出され、教育長の机上に、その原本の綴りを置かせていただきました。

各校より出された報告書を集約したものが、次のページの参考資料でございます。特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用として、児童生徒の実態に合わせて採択希望が出されたものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、特別支援学校、特別支援学級用教科用図書の採択についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(船津委員)

ご説明ありがとうございます。一つお聞きしたいんですけれども、参考資料でいただいている、特別支援学校・特別支援学級用の教科書について伺います。見せていただきますと、小学校中学校においては知的障害者用教科書を使っている学校が 29 校、それから同学年のものを使っている学校が 252 校、小学校でいうと、下の学年のものを使っている学校 25 校ってあるんですけども、知的障害の程度っていうのがあると思うので、それを選んでしまったら、例えば知的障害者用の教科書を選んだら、同じ学年の子たちのものをみることができないのか、子どもたちに合わせて選ばれているとは思いますが、一般の子たちが見ているものを見た上で知的障害者用があるとより充実かなと思うのですが、そうではなくもう一律、知的障害者用をお使いになるということになるのかということをお教えいただきたいです。

(藤好指導室長)

例えば、特別支援学級設置小学校 252 校ございまして、まず学校教育法 34 条 1 項にございますように基本的には名古屋市立小学校で使用する教科用図書、同学年使用ということでこれを使用するということになります。ただし、それぞれの学級の児童の実態を踏まえまして、そうではない教科書を使用するということもございまして、そういう場合において例えば他学年の教科書が実態に合うということになれば、それを採択して、使用していくといったことで、数としては 252 校とさらには 25 校、29 校とありますけれども、そうした実態に応じてやっておりますので、それを上手に活用しながら授業の方を進めていくと、そういったことになるのではないかと考えているところでございます。

(船津委員)

ありがとうございます。ということは一人の子どもが持つのは、知的障害者用を持てば、一般の子ども用のものは持たないということですか。

それが知りたかったです。252 校は同学年のものも使われている。その子たちは知的障害者のものは使わないのか、知的障害のある生徒さん又はお母さんからすると一般の生徒さんが持たれているもので勉強もさせたいという気持ちもありながら、でもその生徒に合ったものを使いたいという気持ちもあるとしたときに、一人一冊だからどちらかです、学校がどちらだからこっちなんですということなのか、今の説明でいくと同学年のものを使用するというベースだとすると全員にそれが配布されたうえで知的障害者用というのがどうやって渡されるのかということを知りたかったです。

(藤好指導室長)

別途ということではなく、採択すればそれを使うということになると思います。ただし、今のご指摘があったように児童生徒の実態によってはですね、保護者のご要望ですとかを

受けて、例えばコピーをしたりとかですね、そうした形で特別にそういったものを活用して授業を行っていくということは考えられるかと思います。

(船津委員)

ありがとうございます。安心しました。学校ごとには決まるけれども、障害の程度によってやはり違うということもあると思いますので、一般の生徒さんのものをお使いになる252校においても知的障害者用の教科書があった方がいいと思うし、知的障害者用をお使いになる生徒さんのところでも、一般のものをみられることが良いかなって、進学のことでも考えたりすると思いましたので、ちょっとお聞きしました。

(鈴木教育長)

ごめんなさい。特別支援学級設置小学校の校数と普通教科書を使う校数がイコールだから、今回全部渡った上でということですよ。さらに他学年用とか特別支援のものが使用されるということですよ。

(船津委員)

では、二つお持ちになるところもあるということですか。

(鈴木教育長)

ダブるんじゃないですか。25校については。

(藤好指導室長)

同じ学級の中に知的と情緒とございまして、学年も様々な学年の子が一緒になってやる場合がございますので、そういう場合において、使用する教科書は変わってくると思いますので、そうしたことで採択できる、というものだというふうに考えております。

(藤井教育次長)

ここにあるのは学校数で書いてありますので、それぞれ同じ学校の中でも同学年の教科書を使う児童、それから他学年の教科書を使う児童、それからいわゆる星本と言われる知的障害者用の教科書を使う児童がおります。その中で教科によってとか学年によって、どれを使うのかというのは子どもの実態に合わせてやっておりますので、船津委員が心配されているのは一つの教科書に決まっちゃったら、もうそれしか使わずにその子の実態が色々ある中で合うのか合わないのかということがあるんじゃないかというご心配だと思いますので、弾力的・柔軟に対応しておりますので、ご理解いただければと思います。

(船津委員)

ありがとうございました。安心しました。

(鈴木教育長)

他よろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、それでは、令和3年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については、各学校から採択希望が資料として出されております。そのとおり採択するということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、国語・書写・地図・音楽一般・音楽器楽の中学校教科用図書の採択審議を行います。まず、これまでの経過について事務局の説明を求めます。

(藤好指導室長)

それでは、お願いします。まずピンク色のファイル資料①の表紙裏をご覧ください。「令和3年度使用教科用図書採択基本方針」の1の(2)にありますように、「中学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを採択する」となっております。調査研究については、5月18日から全中学校に設置された「教科用図書調査研究協議会」で行うとともに、5月19日からは「教科用図書調査専門委員会」により、教科の専門的な立場で行いました。

それぞれ報告が6月中に提出されております。

6月17日には教育委員の皆様のご要望により、意見聴取会を開催しました。新学習指導要領についての理解を深め、中学校において教科書の果たす役割等について、学識経験者の方より意見を聴取しました。

さらに、6月5日から鶴舞中央図書館、名古屋市教育センターにおいて、6月23日から西図書館、中川図書館、港図書館、南図書館において7月1日まで「教科書展示会」を開催し、市民の方にもご覧いただき、中学校用教科用図書に関することについては、672通のご意見をいただきました。

これらの資料を取りまとめ、皆さまのお手元に、水色のファイル資料②「教科用図書調査専門委員会報告書」の綴り、横長の黄色のファイル資料③「各学校における教科用図書調査研究報告書の観点別の傾向をまとめたもの」の綴り、資料⑤「市民の声」の綴り、資料⑥「教科書目録」、さらに、教育長の机上には、資料⑨「令和３年度使用中学校教科書編修趣意書」の綴り、資料⑩愛知県選定審議会が作成した「選定資料」の綴り、資料⑪「名古屋市立小中学校指導方針」を置かせていただきました。委員の皆様には、必要に応じてご覧いただきまして、審議の参考にしていただきたいと思います。何卒よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

それでは、中学校用教科用図書の採択の方法についてですが、種目ごとに事務局から説明を聴取した後、質疑や意見交換等を行い、採択という流れで行いたいと思います。委員の皆さんの意見の一致をもって決定、または、状況に応じて無記名投票によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、初めに「国語」の説明をお願いいたします。

(野々川指導主事)

それぞれの中学校の調査研究協議会報告書の傾向を、黄色のファイル資料③にまとめてあります。その国語科のページをご覧ください。国語科の教科書は、「東京書籍」、「三省堂」、「教育出版」、「光村図書」の４社から発行され、その全てについて調査研究をいたしました。資料②調査専門委員会報告書の１枚目をご覧ください。各社の観点別の特徴や長所のうち、特筆すべきものについて報告させていただきます。なお、こちらの報告書の観点については、各社・１年生の教科書を使って説明します。

観点１「学習指導要領との関連」においては、「教育出版」では、３２ページのように、教材の冒頭にコラム「学びナビ」を設け、その教材で何を学習するかを明確にすることで、生徒に学習の見通しと学習へのかまえをもたせることができるようになっています。

観点２「名古屋市教育振興基本計画との関連」においては、「教育出版」では、７６ページのように、ＳＤＧｓを国語科の視点で教材化した「持続可能な未来を創るために」を全学年に設け、対話により考えを深められるようにしています。また、２１２ページのように、身

近な地域の題材、有松・鳴海絞りを取り上げており、郷土への愛着や理解を深めることができます。「光村図書」では、176 ページ「「不便」の価値を見つめ直す」のように、SDGs に代表される現代的な諸課題を幅広く取り上げ、SDGs への関心を高め、知識や考えを広げることができるようにしています。

観点 3 (1)「内容の選択」においては、「三省堂」では、76 ページに「読み方を学ぼう」が設けられるなど、それぞれの教材での読み方の方策などの汎用的な力を身に付けられるようになっています。「教育出版」では、179 ページの「調べた内容を聞く」の「ここが大事」や 180 ページの「「共通点や相違点を見つける」ヒント」のように、基礎的・基本的な知識・技能を明確に示して習得を図るとともに、その活用により、言葉による見方・考え方を育成できるように工夫されています。「光村図書」では、138 ページの「根拠を示して説明しよう」という「書くこと」の教材で、「課題を決め、調査する」や「調査結果を整理する」など、必要な言語能力や情報活用能力を育成するよう配慮されています。

観点 3 (2)「内容の程度」においては、「東京書籍」では、190・191 ページの「てびき」で、「言葉の力」として課題を明確に示すとともに、230 ページの基礎編「学びを支える言葉の力」で、他教科の学習や日常生活で生かせる資質・能力を育めるよう、具体的な内容や手順が汎用性をもって示されています。「教育出版」では、86 ページの「論理の展開を捉える」で、説明的文章を読む方法について、これまでの学習で「習得」したこととその「活用」を、難易度を上げながら繰り返すことで、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を身に付けていくことができるようになっています。「光村図書」では、6 ページの「学習の見通しを持とう」の表に示されているように、系統的に身に付けさせたい知識・技能を繰り返し学習しながら習得できるように教材を配列しており、それらを活用して思考力・判断力・表現力等を高めていける構成になっています。

観点 4「表記・表現及び使用上の便宜等」においては、「教育出版」では、12 ページに「まなびリンク」を配置し、自学自習に役立つ学習素材をウェブサイトで閲覧できるようにしています。「光村図書」では、28 ページの右下にあるように、教科書の随所に記載された QR コードから、教科書連動コンテンツに収録された動画などの参考資料を閲覧することができます。

次に、調査専門委員会報告書の 2 枚目をご覧ください。

事項 1「「知識及び技能」に関する内容が充実しており、系統的に配置されているか」においては、「三省堂」では、3 年の 139 ページのように、各学年の第 6 単元に「情報に関係づける」として、「情報の扱い方」に特化した単元を設けています。

事項 2「学習過程が明確に示されており、繰り返し言語活動が行えるよう配慮されているか」においては、「光村図書」では、2 年の 104 ページのように、「読むこと」の教材末の手引き「学習」に学習過程を明示し、重点を置く過程を強調することで、身に付ける力の焦点化を図るとともに、対話的に学びを深められるようにしてあります。

事項3「文章の種類が調和的に配置され、説明的な文章については適宜、図表や写真等が含まれているか」においては、「東京書籍」では、2年の55ページ「ハトはなぜ首を振って歩くのか」のように、文章の理解を助ける資料性の高いものが、内容に合わせた位置に適当な大きさに配置されています。「教育出版」では、2年の48ページの「日本の花火の楽しみ」のように、学習上必要な挿絵、図表、写真が十分に取上げられています。

なお、国語科の教科書に対しまして、「市民の声」として、16通のご意見をいただきましたことをお伝えさせていただきます。

以上、国語科について、報告いたしました。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「国語」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(西淵委員)

ありがとうございました。私今回の学習指導要領、内容もさることながら、そこで育てる能力、つまり学び方について重点を置いて指導していかないといけない。なおかつ教科ならではの能力、例えば国語であれば読み、例えば、小説であればどういう立場の視点でものをみるか、あるいは関連付けて比較して文書を読み解くとか、中身の文脈をどのようにつかんでいくか、そういうものが具体的に育成されることが求められているし、そういうことが足りないものですから、読解力が弱いということで定期的に問題になる。本市ではですね、一定程度中学校の国語の学力調査をみてもですね、一定程度はあるのですが、それでも少しずつ活用のところが少し落ちてきているという状況があると思っております。

皆さまの手元にある学校の調査研究とそれから調査の専門家の先生方の研究されたものをみまして、教育出版の教科書が非常に特色的ではないかと思っております。というのは例えば2年生、教育出版の246ページに「走れメロス」というものがあります。これは多分、光村の教科書にも同様な単元がございます。196ページですかね、光村図書だと。比較をしてみると特色がよくわかるのですけれども、教育出版のですね、246ページに「学びナビ」、先ほどからよく見ておりますけれども、これを配置してですね、変化する語りということで、語り手の位置というタイトルをつけて具体的にですね、この「走れメロス」のところの語りがですね、どういうふうに視点が変化していくかを一定程度こういう変化の視点をみるんだなあとということをですね、読みの最初のとびらでですね、出しておいて、そしてそういう形があるということを示したうえで、「走れメロス」の中身を読んでいく、組み立てとしてはそういう形になっているわけです。そうしますとやっぱり子どもたちはそのガイダンスのところで、読んでいく過程でそれを頭に入れながら読んでいくことをして、それが具体的にどうかということは本文の中でやっていくわけですが、265ページに

本文が終わったところで内容の読みを深めたり、自分の考えを伝えることについてもう一度振り返る。メタ認知を大事にされているところで導くという、こういう構成になっているところがですね、非常によいのではないかと私は思っております。そういうことをするとですね、具体的に子どもたちが中身について、例えば、物語を読むときはこういうふうにとか、論評を読むときはこういうふうにとかがわかるのではないかなあと思っております。教育出版が学習指導要領の内容をよく踏まえているのではないかというふうに思っております。以上です。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(小嶋委員)

私はこの義務教育の中学生の国語の教科書として一番大切なことは、子どもたちが文章に親しむということを可能にするということだと思います。

読書が本当に小さいころから好きで、どんどん自分で文章を読んでいくお子さんもおられますが、この国語の教科書が唯一、文章というものに親しむ窓口であるというお子さんも一定数いらっしゃるって、そういう観点でいくと私はこの光村の教科書が大変バランスが取れており、良いのではないかと思います。最初に読み方を指示されるというような形というのは、国語の教科書として、とても違和感があります。どうしたら自分でもどんどん自然に文章が読めるか、どう読んでいくと要領よくと言いますか、観点がつかめるかということが、ツール、情報、手段として知りたい方にとっては最初に補記されるということが有効かもしれないですけども、中学生の国語教科書では私はまず、文章を味わうということを経験させたい。それには光村図書の方が良いのではないかと感じました。

今後の国語の教科書の在り方としては、教育出版のような形がどんどん進んでいくのかもしれないですが、今の段階では、光村図書の方が中学生の国語の教科書には向いているのではないかなというふうに思いました。

(小栗委員)

説明ありがとうございました。どの教科書もたいへん素晴らしいと思っております。

前回はですね、私、光村が非常にいんじゃないかなと言わせていただいたのですが、企業の視点ということもあるんですけども、教育出版のSDGsのことが明確にページに書いてあって1、2、3年とも共通して書いてあるし、他の教科書も見ましたが、他の教科書にもきちんと書いてある。その点が明確になっているのでとても教育出版がいいなと思いました。

一方で、そうは言っても、先ほどお話がありました国語が非常に名古屋市がですね、弱

点で非常に評価が低い、点数が低いということがあるとすると、ちょっと視点を変えてですね、例えば三省堂なんかはちょっと視点が変わってて図解とかですね、非常に見やすいところがあったり、さっきご指摘いただいた、知識及び技能のところですね、これもちょっと特色があるので同じ教科書を使っていくとまた同じような教え方であって、結果的にやっぱり名古屋市の国語は上がらない、とういことにならないようにしたいなということで、ちょっと違う視点からもうちょっとわかりやすく具体的なところも取り入れてはどうかかなというふうに思いました。

あと、教育出版の特徴的なところで、冒頭で加藤周一さんのメッセージが書かれておりました。これも良いか悪いかは別としても、はっきりそういうメッセージが出ているところも良いかなと思いました。以上です。

(船津委員)

やっぱりどの教科書も分厚くなったし色んな工夫もされていて、どれも子どもに与えるにはそれ相応で、そこに豊かな学びがあるなということは思うのですが、私も小嶋委員と一緒に、読むことはとても大事だと思ったときに、読むところの入り口にいろんなお知らせがあるとちょっと子どもとしては好き嫌いがあるかなと思いました。先生方のご指導という点でこういう方向にみんな行こうよということを初めにさせていただくのはありがたいと思うし、そういうことにおいては教育出版さんはすごいなと思うのですが、であればそれは他の教科書にも後ろにもう一回それがあるので、読み合わせるとき、授業を始めるときに先生がそれを前に持ってきて、それを先に見ようねっていうこともできると思います。授業の中で言うとそれが前にあろうと後ろにあろうと先生としてやるのであれば、それに合わせて、先生がやればそういう点で言えば他の教科書でもまずは本文を読んでみようというのが後ろにあったりするので、授業を始めるときに先生の工夫でそれを前に持ってきたりすることができるかと思うのですが、じゃあ子どもがなんとなく自然に教科書を読んでみようと思ったときのことを考えると、やっぱり読み物としての面白さみたいなところから入ってもらいたいなと思ったことと、だんだんウェブ化されているというか、デジタル化しているので、漢字を書かなくなるかなということが少し気になることでもあって、それぞれの教科書の漢字の解き方みたいなことを比較してみたんですけども、教育出版さんは漢字にルビがふってあるんですね、そのところを単元でみていくと、読みやすいという点では読みやすいんですけども、例えば光村さんは上にはルビがうってないんですよ、だからひっかかるんですね、初めて出てくる涙という言葉が、これなんだろうと思ったときに、下にあってですね、例えば、中学校の1年生112ページとかを見ていただくと、ただ、残念なのは文章の下にその漢字がないので探すのに時間がかかるんですけど、見ていくと例えば6行目に「涙」というのがあって、そこをみると「るい」っていうふうに読むんだよみたいな事の説明まで丁寧に書いているのは、私がもしも教科書を読んでいてこれ

はなんだろうと思って下にいったときに少しその漢字についてもプラスの情報が入ってくるというところが学びの一つの広がりかなって思う。流れ方が他の教科書さんでも読み方についてルビも書いてあって下にもあるというものもありますし、上で苦しんでもらうようにしてあって、下にはその説明が書いてあるのもあるんですけども、音と訓の両方がきっちり全部そろっているのはあまりなくて、ただそれはその前なんかでも学んでいるからだと思うんですけど、そう考えております。「あれ、これは音は前やったはずなのにここの上にある音しかないな、訓しかないな」とか、「でも音はなんで入ってないんだろう」とか思ったりするものが光村さんだけは全部音も訓も入っていたりしたので、その1ページで学習が広がったなという点では読みやすいかなと思いました。つまり、読みものとして入ってきて、引っかかった言葉をそのところで、うっと思わせて、下の漢字で見てこれはこう読むんだということが広がるみたいなことが、学びとしてはすごい自然かなと思って、そういう点では先ほどのお話の初めに指導のことがあるのはとてもわかりやすいし、親御さんがご覧になってもそういう指導なんだなとか、こういうことが目的なんだなとわかるんですけども、先生方が重要ならそれは後ろにあって前にも持って来たらいいと思ったときに、子どもが読むとなると、物語なり文章からずっと入った方がいいんじゃないかなと感じました。

それでも、そんなにだからここじゃなきゃというものではないです。

(鎌田委員)

私の中学時代を思い出しまして、当時でもこの「走れメロス」がありまして、同じ素材がまだあるんだなと知って非常に感慨深く見たわけでございます。教科書がハードだとしますと教えるのがソフト、日本の読解力が国際的にみて低い、これを高めるには、なんといっても国語がその基礎になるんだろうと思っているんですけども、そういった中で私の時代は補足説明がない、そういう時代でした。それでも先生が読後感想というのでしょうか、それであなた方みなさんどう思いましたか、どういうところに感動しましたかと、最後先生がやはり殴り合うところは一つの感激するところでしょうね、とかいうふうなコメントがありました。学校からの要望、そして、専門家の評価と言いますと、それぞれ高いんですが、特に総合的には、学校から出てきた数値が1番、2番でも結構差があって、専門家の評価は7分の6か7分の5かの違いということでどう評価するかなということでの二つが悩ましいなと。教育出版の「走れメロス」の解説、変化する語りが後ろに行っていたらもう完璧なんだろうなと思うのですが、両方とも甲乙つけがたいという印象を持ちました。どちらかに決めなければいけないのですが、そういう印象を持ちました。

(西淵委員)

私が申し上げた言い方が非常に悪かったんだと思うのですが、先にやるかどうか、後か

らやれば、後についているのを先生がちょっと先にやれば別に同じことじゃないかなという事で、そのとおりなんです。中身の教科書としての中身の問題、与え方の問題で、学習の目当てを作ってみようとか、学習計画を立てようとか、そういうことの学び方ではないというふうに思っておりまして、ちょっと誤解を与えた点は非常に申し訳ないと思います。それから、ちょっと視点を変えてですね、例えば教育出版の目次のところの上のところですね、少し文を抜き出してあって、これに興味を持たせて、中身にポンっと入ったときに、その前のところがある。ただですね、教科書は、小栗委員が意見交換のときにもあったですけども、いっぱい色々教えないといけないと、限られた時間の中に教材のサンプル、能力をつかませるときのサンプルとして教えていかなければならない。先生方は。本当はもっと読んだ後に、色んなことに興味を持ってどんどん読書を広げていけばいいというふうになっているじゃないかなと思うんですね、やはり教材として与えたときにどういう能力を育てたいかという狙いがかちっとあって、それが広がっていく、そういうような活用能力かなと思います。それから、例えば、小説は今言ったものですから、論評でいきますと、いわゆる説明的文章でいうと、例えば2年生でいくと、論評というのは1個出てくるだけなんです。比べてみますと教育出版がですね、196ページの「ガイアの知性」、光村図書だと「モアイは語る」なんですけども、現代的な論評の中身として勝村さん、よく皆さんご存知の映画監督ですけども、そういう人が書き下ろしたものをもってきてですね、今の現代の地球について論評がある、というところは知的好奇心としてはモアイは悪くないですが、私はそういうふうに思っています。それから例えば、末吉さんのエシカルですね、現代的に大事にということですね、そういうものを取り上げてみてですね、先ほど地域学習としては有松の話を取り上げてという話があってですね、そういうものは評価すべきではないかと思います。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。それぞれに根拠を示していただいておりますが、いくつかの教科書にお勧めが分かれています。時間のこともございますので、ここは無記名投票により採択させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

それでは準備をお願いします。

【投票用紙を配付】

(鈴木教育長)

今お手元に投票用紙を配付させていただきました。候補の中から採択すべきと思う発行者名に○を付けていただき、投票していただきたいと思います。

なお、結果についてですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 4 項の規定により、私を含め総数 6 票となりますので、過半数の 4 票以上得票した場合は、その発行者の教科書を、可否同数、つまり 3 票得票したものが 2 つあった場合は、教育長の判断により採択する教科書を決定させていただきます。

それ以外の結果であった場合は、また委員の皆様にお諮りいたしますのでよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

記入はお済みでしょうか。

まず、投票箱について空であることの確認をお願いいたします。

【各委員に箱の中を見せ、空であることを確認】

(鈴木教育長)

それでは投票用紙の記載面を内側に二つ折りにして、投票箱に入れてください。

【投票】

(鈴木教育長)

ありがとうございました。

それではただちに開票いたします。

【開票】

(鈴木教育長)

報告いたします。

投票の結果、光村図書が 3 票、教育出版が 2 票、三省堂が 1 票でした。

この場合、得票上位の 2 つ光村図書と教育出版で再度投票を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

それでは、準備をお願いいたします。

【投票用紙を配付】

(鈴木教育長)

記入はお済でしょうか。

それでは中身が空であることを確認してください。

【各委員に箱の中を見せ、空であることを確認】

(鈴木教育長)

では投票をお願いします。また、内側に二つ折りにして、投票をお願いいたします。

【投票及び開票】

(鈴木教育長)

それでは報告いたします。

投票の結果、教育出版が4票、光村図書が2票となりました。

よって、令和3年度使用中学校用教科用図書「国語」については、「教育出版」を採択することとさせていただきます。

(鈴木教育長)

それでは、続きまして「書写」の説明をお願いいたします。

(野々川指導主事)

それぞれの中学校の調査研究協議会報告書の傾向を、資料③にまとめてあります。その書写のページをご覧ください。書写の教科書は、「東京書籍」、「三省堂」、「教育出版」、「光村図書」の4者から発行されており、4者とも、3年間の学習内容が一冊でまとめられています。その全てについて調査専門委員会で調査研究をいたしました。資料②調査専門委員会報告書の書写の1枚目をご覧ください。各者の観点別の特徴や長所のうち、特筆すべきものについて報告させていただきます。

観点1「学習指導要領との関連」においては、4者ともに、実際の日常生活や学習活動に役立つよう、内容が工夫されていますが、特筆すべきものとして、「東京書籍」では、45ページから47ページの「生活に広げよう」で、保育園への「職場訪問」を例に、依頼状、レポートなどの書式が示されており、書写で学習したことを日常生活に生かすことができます。「教育出版」では、113ページからの「小学校で学習した漢字一覧表」、119ページからの「中学校で学習する漢字一覧表」、126ページからの「漢字一覧表索引」を設けており、学習したことを他教科の学習や日常生活に生かすことができます。「光村図書」では、109ページからの「日常に役立つ書式」で手紙の書き方の他、116ページの入学願書の書き方や送り状の書き方などを詳しく紹介しており、書写で学習したことを、日常生活に生かすことができます。

観点2「「名古屋市教育振興基本計画」との関連」においては、「東京書籍」では、14ページのように、教材に「見つけよう・確かめよう・生かそう」という3段階と、「書写のかぎ」を設け、点画の書き方を理解して整った字形の文字を書くために、主体的に考えて学習できる工夫がされています。「教育出版」では、8ページのように、「学習の進め方」が掲載されており、中学校の書写学習を始めるに当たって、生徒が自ら、目標から振り返りまでの手順を確認しながら、学習を進めることができます。「光村図書」では、40、41ページのように、教材に「考えよう・確かめよう・生かそう」という主体的な学習の進め方と、文字を整えて書くためのポイントを示した「学習の窓」を設け、思考力・判断力を高めながら学習できる工夫がされています。

観点3「(1) 内容の選択」においては、「教育出版」では、36、37ページのように、「お薦めの本の帯やポップを作る」「ポスターを書く」という、日常生活に生きる教材を取り上げ、他の人に紹介するための効果的な書き方を身に付けることができます。

観点3「(2) 内容の程度」においては、「三省堂」では、20ページから23ページのように、毛筆で学習したことを硬筆で繰り返し学習できるよう、書き込みができるページを設けています。「光村図書」では、巻頭の「書写ブック」が、取り外しのできる別冊になっており、学習した書写の基礎・基本を繰り返し学習したり、発展的・補足的な学習を進めたりすることができます。

観点4「表記・表現及び使用上の便宜等」においては、4者ともに、QRコードを掲載し、毛筆の運筆に関わる動画を視聴することができますが、「光村図書」では、42、43ページのように、単元ごとのページの随所にQRコードを掲載し、ICT機器を用いて、穂先の動きなどの学習に関わる動画を視聴することができます。

次に、調査専門委員会報告書の2枚目をご覧ください。

事項1「他教科の学習や日常生活に生かすことができるよう配慮されているか」においては、「東京書籍」では、20ページの「生活に広げよう」で、行事などを案内する手紙を書くなど、時期に合った、具体的な教材が学習でき、他教科の学習や日常生活に生かすこと

ができます。

事項2「目的に応じて適切な字形、書体、筆記具で効果的に書くことができるよう工夫されているか」においては、「光村図書」では、56 ページのように「学習の窓」が、教材ごとに設けられており、楷書や行書の文字や文などを整えて書くための汎用性のある基礎・基本を明確にし、効果的な文字の書き方を工夫できるよう配慮されています。

事項3「様々な文字文化に関する内容が充実しており、系統的に配置されているか」においては、「三省堂」では、72 から 75 ページの「身のまわりの文字」で、文字の変遷や書の名人について取り上げるなど、文字文化の豊かさにふれることができます。「教育出版」では、56 ページの「コラム あの人が残した文字」で、歴史上著名な人物が残した文字という切り口で紹介しており、文字文化への興味・関心をもてるように配慮されています。

なお、書写の教科書に対しまして、「市民の声」として、2 通のご意見をいただきましたことをお伝えさせていただきます。

以上、書写について、報告させていただきました。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「書写」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(船津委員)

今さらですけども、書写はこの教科書を中学生だと学校にもう置いて帰っちゃうことが多いんですか。今の傾向はどちらですか。

(野々川指導主事)

持ち帰りについては、学校の実態というのがあるのですが、今は結構持ち帰りが認められているので、置いていくというような事例もあると思います。

(船津委員)

置いていく方が多い。

(野々川指導主事)

失礼します。

置いていくことが認められているので、置いていくこともあれば持ち帰って学習する子もいるということだと思います。

(船津委員)

ありがとうございます。

そうするとその教科のときに開けて見やすく、その時に使いやすいものがあるということが大事ということですね。

たくさん資料が入っていても、持って帰るとか、授業でやる時間が無かったりすると、授業に沿っているものがないのかなと思ったので、持って帰るかどうか知りたかったです。

ありがとうございます。

(小栗委員)

基本的なことなのですが、まずサイズがですね、違うんですが、おそらくそこはご質問させていただいても、サイズが違ってもいいですというお答えになると思うのですが、まずはその点が一つ、私はですね、多少、これ何センチぐらいになりますか、数センチだと思うのですが、広げて、自分も書道をやっておりましたので、見たときに少し大きい方がいいんじゃないかなっていうことでいくと、まず東京書籍か教育出版に絞られるんじゃないかと思ってます。それから全体的な中身としては、ほとんどどれを使っても素晴らしいものだと思いますけど、先ほど国語を選んだのと同じところだといいんですか、それはやっぱり構いませんという話はあると思うんですが、流れとして教育出版のこの流れと書写の方と何かつながりがあるのかどうかとか、その2点をお聞きしたいと思います。

(野々川指導主事)

まず教科書が書写と国語で同じ教科書である必要があるか、つながりがあるかということでございますが、まず、中学校の漢字につきましては、学年ごとの配当があるわけではありません。小学校6年生までの漢字が書けるように、常用漢字につきましては3年間で読めるようにというところがありますので、まずそういった意味では同じ教科書でなければならないということはないと思います。

またですね、書写の教科書の編集趣意書をみますと、国語の内容との関連ということについて触れられております。これはどの教科書会社も触れておりますので、そういう意味では書写の教科書を国語の教科書との関連を持たせて書いてあるという部分はあると思います。

ですから、必ずしも同じであった方がいいということはないと思いますが、関連を持たせている部分もあるということもあると思います。

サイズの方は教育出版と東京書籍がA B版と言って、B 5版よりも少し横幅が広いもの、それから、光村図書と三省堂がB 5版のサイズになっております。それぞれの特徴としては、A B版は少し横幅が広くなった分、余白の部分に情報を載せることができるメリットがあります。ただ机に置いて、学習する時にB 5版の方がコンパクトで手本として置くときに使いやすいというメリットがありますので、どちらもメリットとデメリットがあると

いうふうに考えております。

(小栗委員)

はい。ありがとうございました。

(小嶋委員)

私はやはり教科書を選ぶうえで学校の先生方のご意見というのはとても大切だと思っております。国語について先ほど光村図書が良いと申し上げましたが、国語については光村図書の方が先生方の票も多かったと聞いております。書写についてはまったく光村図書と教育出版が拮抗しているということで、これはなかなか選ぶのが大変だなと思いました。実際に拝見してみますと、どの教科書も大変工夫されていると思いましたが、この書写については教育出版の方がより馴染みをもって親しみ深く読めると感じました。それでまた、市民の意見として、どうも生徒さんらしき筆跡で国語の教科書と書写は一緒にして欲しいという意見がありました。そう考えると国語の教科書が教育出版であれば書写も教育出版でよいのではないかと。私自身個人の感想としての教育出版はとても馴染みやすいと思いましたし、先生方の票としても拮抗しているんですが、若干教育出版の方が高く、また生徒さんの直筆の要望もあるということで、教育出版がいいのではないかと私は感じました。

(鎌田委員)

ひとつ質問よろしいですか。

二冊に分かれているという点について質問です。

光村図書、これは書写ブックというのがあって、それが二冊に分かれているわけですが、これは生徒さんたちから二つあると一つ失くしてしまう、薄いとですね、という心配があるのではないのかなと思うのですが、そんな不安といいますか、今まで学校で使われていて、そしてそういう不満といいますか、なんかそういうことがあったのかどうかについて教えていただけますか。

(野々川指導主事)

実はこれまで使っていた書写の教科書でこういう形のものは使っていなかったと思います。ですから教科書一冊で書写の授業は中学校で行われていたということで聞いておりますので、もし光村図書が採用されとなると、こういう形で使うというのは新しいケースになると思います。それから失くしてしまうという心配があるのではないかと、というご指摘ですが、当然そういうことも考えられます。ただこれがあることで自分で書いて練習するとかあるいは、これを使って補充的な学習をするということ、報告書にも書いてあるとおりですが、そういうメリットもありますので、どちらもあると思います。

(鎌田委員)

ありがとうございました。確かにプラスもマイナスも両方あると思います。

(西淵委員)

皆さんのおっしゃるとおりだと思います。

今の失くしたときってどうするのですか。それだけ買えるのかどうかわからないのでまた教えてください。

全体的な話なんですが、自分の教えている学校のことを言ったらいかんですけど、論文とかは企業に出すものを書いたりしているんですが、非常に字が書けないです。それでこういう勉強をしっかりしろというようなことを、指導しているんですけども、これからコンピューター等が発達してきているのか、書く機会が少なくなっていくのかわからないですけども、そのへん学校では何時間ぐらいでやっているのか、書写というのは。国語分のいくつで、週あたりでどれくらいなのか、教えていただけると参考になるかなと思いました。以上です。

(野々川指導主事)

別冊を失くしたときにどういう対応をするのかは、申し訳ございません、編集趣意書にも書いてないですし、教科書会社にも確認しているわけではありませんのでわかりませんが、ただ丁寧に対応していきたいなと思っております。

それから書写の指導の時間は当然国語の時間内で行われるわけですが、指導要領にある時間数をみると、第一学年及び第二学年では年間 20 単位時間程度、第三学年では年間 10 単位時間程度とするとされております。

(西淵委員)

何分の 20 ですか。

(鈴木教育長)

国語全体の時間数についてのお尋ねです。

(西淵委員)

言いたいことは 1 年生 20、2 年生 20 単位ということは、1 週間に 1 回やらないんですね、多分そうなると思うのですが、やはり文字って大事なことになるので、いずれにしても時間内に効率よくきちんと書けるような形の指導が求められるのではないかと思いますので、教育委員会の指導室等が、各学校に是非指導の方をしていただけたらいいなと、教科書

からちょっと離れるかもしれませんが、やはり中身の問題だと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

(鈴木教育長)

様々意見をいただいておりますけども、採択でございます。どの教科書がよいか、ということではほかにありますか。

小嶋委員からは教育出版がどうかという声もありました。

(鎌田委員)

私も教育出版がいいと思います。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

そうしましたら、皆さまから概ね教育出版の教科書がよかろうということでございます。令和3年度使用中学校用教科用図書「書写」については、「教育出版」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

続いて、「地図」の説明をお願いいたします。

(中川指導主事)

各中学校の調査研究協議会報告書の傾向を、黄色横長ファイル資料③にまとめてございます。その地図のページをご覧ください。

地図の教科書は、「東京書籍」、「帝国書院」の2者から発行され、そのすべてについて調査研究をいたしました。資料②調査専門委員会報告書、1枚目をご覧ください。各者の観点別の特徴や長所のうち特筆すべきものについて報告をさせていただきます。

観点1「学習指導要領との関連」について、両者ともに、社会の形成に参画する意識を育むことを重視しております。「東京書籍」は、7ページから147ページにおいて、持続可能な社会の形成・参画などの現代社会の諸課題への対応を重視して編集されています。「帝国

書院」は、5 ページから 8 ページにおいて、地図の見方・使い方を解説して資料活用力を高め、主体的・対話的で深い学びを実現する工夫を重視して編集されています。

観点 2「名古屋市教育振興基本計画との関連」においては、両社とも愛知県の自動車工業を中心に様々な資料を示し、自分たちが生活する地域の特色や課題が捉えやすいよう工夫されています。「東京書籍」は、118 ページから 120 ページにおいて、愛知県の特色を絵記号で示したりテーマ資料として自動車工業の分布や流通の経路を示したりすることで、愛知のものづくりと他地域とのつながりを捉えさせる工夫がされています。「帝国書院」は、111 ページから 116 ページにおいて、愛知県の自動車産業を中心として、農業や交通、防災など、自分たちが住む地域の課題を追求させる工夫がされています。

観点 3 (1)「内容の選択」においては、両者とも様々な資料を活用することで、資料の理解を促し、考察を深めるよう工夫されています。「帝国書院」は、49 ページから 50 ページなどの鳥瞰図を活用することで、地域の姿を具体的・視覚的に捉えることができるよう工夫されています。また「地図活用」のコーナーを設けることで、地理的な見方・考え方を育てる工夫がされています。

観点 3 (2)「内容の程度」においては、両者とも多様な資料を掲載して、興味・関心を高めようとしています。「東京書籍」は、33・34 ページなどの一般図で、地域の特徴的な「注目したい記号」を加えて示し、地域の特色を捉えやすくしています。

観点 5「印刷・造本等」においては、両者とも鮮明で明るく、読図しやすいものとなっており、3 年間の使用に耐えられるよう、表紙や製本もしっかりされています。「帝国書院」は、A4 判で、地図が大きく見やすくなっており、広域なつながりを確認しやすくなっています。

続いて、報告用紙 2 枚目をご覧ください。地図の検討すべき事項について報告いたします。

事項 1「我が国の国土の位置と領域について、分かりやすく取り扱っているか」については、「東京書籍」は、190・191 ページの見開きページで日本の領土と位置、排他的経済水域が分かる地図、資料を掲載しています。写真資料の解説により、領土に関する歴史的背景や立場が分かりやすく説明されています。「帝国書院」は、187・188 ページで、日本の領土を正しく理解できる地図や資料を掲載しています。日本の端の島々の拡大図や排他的経済水域面積の資料を示してその重要性を理解できるよう工夫されています。

事項 2「自然災害や防災について、分かりやすく取り扱っているか」については、「東京書籍」は、151・152 ページにおいて日本の災害や環境問題を示し、過去の災害の資料やハザードマップなどを活用することで、防災や安全の意識を高める工夫がされています。「帝国書院」は 101・102 ページなどで拡大都市圏図や防災をテーマとする資料で、防災への意識を高める工夫がされています。

事項 3「地図の種類によって面積や距離が異なることが分かりやすく取り扱っているか」

については、両者とも 1 ページから 3 ページにかけて、ミラー図法、正距方位図法などで示された世界全図が掲載され、地球儀の代わりに使用目的に応じた地図の有用性を理解できるよう配慮されております。

なお、地図の教科書に対しまして「市民の声」として 1 通のご意見をいただいておりますことをお伝えさせていただきます。

以上、報告させていただきました。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「地図」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(西淵委員)

また写真等の掲載のところは、多分船津委員からご指摘いただけたと思いますのであれですが、日本全図を見比べてみました。帝国は 82 ページ、東書は 86 ページというふうで日本全図があります。やはりなんといっても大判で中身を捉えられるというのは強いかなというふうに思いましたけども、これスケールが大きいので帝国書院はですね、例えば下に、一番下の南、下という言い方は悪いですね、南の方に須美寿島というのが東京書籍は入っているのですが、帝国書院は切れちゃっているのですね。ベヨネーズ列岩というのも切れちゃっている、他のところを探しても出てこない気がしたんですけども、やはり全図等をやる時に、バンと中身は逆に言うと他の分図で見れるもんですから、地域的な。もう少しこういうところを帝国も工夫すべきかなと思いました。しかし、やはり学校の先生方とも言ってみえるように、大きい版というのは見やすさというのはあるなど、ただ中身としてはそれほど学校の先生方が評価されているほどですね、大きく差が開いているというものでもないんじゃないかなという感想ですけども、見やすさからは帝国かなと思いました。以上です。

(小栗委員)

私も帝国書院がいいと思います。おっしゃったとおり、サイズ感とかですね、それから細かいことなんですが、前回の時も申し上げたとおり、やはり表紙が結構お子さんが触ったときにですね、地図って破れやすいのかもしれないんですけど、こういった加工が、前もお話ししたと思いますけど、持ちやすくて滑りにくくていいんじゃないかなってことも含めて帝国書院がいいと思います。

(船津委員)

写真等についてはどちらも鮮明ですし、変な色が濃いかいということもなく見やすくてい

いなと思います。あとは授業のなかでこの地図がどう使われるのかなと思っていて、今は G o o g l e マップもあつたりとかですね、統計もすぐに新しいものも入ってくるとしたときに社会の教科書と一緒に使われると思うんですが、それとの関連性でこれは地図として使うのか資料集として使うのかによって位置づけが違ってくるかなと思って、地図っていうふうになるとやはりヘビーデューティーに耐えられそうですし、見開き大きく見れるっていう点でいうと帝国書院さんが良いと思います。

ただ、資料として見るってしたときに、そのテーマについてこれは必要だなというのが集まっているとなると、この東京書籍さんは例えば、防災とか災害はすごく大事だと思うのですが、帝国書院さんの 149・150 ページが自然災害と防災になっています。ハザードマップの見方とか色んな部分が入っているのですが、一方で東京書籍さんは 151・152 ページが自然環境と災害環境問題ということで資料としてはこういうものをみておき、こういうものが災害とか防災とかすると必要だよっていう入り口としてはこっちの方が見やすく、これがすべてではなく、ここはじゃあネットで調べてみようっていうときのテーマの与え方というか材料の与え方としては意外と東京書籍さんは、随所そういう面白みがあるかなって思います。あと、地図として使うなら、帝国さんかなと思います。学校でどうお使いになるかなと思います。そう思ったときに学校の先生方がどちらを推しているかというのと、やっぱりそこに繋がっていくのかなと、現場でどう使われているかが大事だと思いましたので、そうすると帝国書院さんを使いたいと思ってらっしゃる先生が多いのであればそれでよろしいんじゃないかなと思いました。

(鎌田委員)

私も結論帝国書院が良いと思います、昔から地図帳だけは各段に大きい、そういうサイズでありまして、最近是小さくなったのかもしれませんが、それでもやはり地図は大きい方がいいだろうと思います。両方とも国際的な紛争のことにつきましては、例えばイスラエルですけども、そこは国がエルサレムが首都ですと言っているんですけども、国際的には認められていません。ここにはエルサレムと書いてあるんですけど、これは先生がそこで説明されるということなんでしょうね。社会の歴史、公民ではウクライナの半島だとかですね、これは両方とも一緒ですからやはり日本の周りの領海の詳細が書いてあって、大きいから見やすいし、こちらが良いと私も思います。以上です。

(小嶋委員)

私も帝国書院が良いと思います。

もうすでに先生方、それぞれおっしゃっていただいたんですが、なぜかと言いますとめくりやすいです。以上です。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

地図につきましては皆さまから帝国書院がいいのではないかというご意見をいただいておりますので、令和３年度使用中学校用教科用図書「地図」については、「帝国書院」を採択するということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

続いて、「音楽一般」の説明をお願いいたします。

(柴山指導主事)

各中学校の調査研究協議会報告書の傾向を黄色横長ファイルにまとめてあります。その資料③のファイルの音楽科のページをご覧ください。音楽科の教科書は、「教育出版」、「教育芸術社」の２者から発行され、調査研究をいたしました。

資料②調査専門委員会報告書をご覧ください。各者の観点別の特徴や長所のうち、特筆すべきものについて報告させていただきます。

観点１「学習指導要領との関連」においては、両者とも、音楽的な見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを引き出す工夫がされています。特筆すべきものとしては、「教育出版」の１年６ページ「青空へのぼろう」をご覧ください。左縦に学びのポイント「声の出し方や発音、歌う姿勢を身につけよう」、「強弱や音域に応じた歌い方を工夫しよう」が示され、見通しをもって学習に取り組めるようにしています。「教育芸術社」の１年１８ページをご覧ください。「主人は冷たい土の中に」、左縦に、学習目標「曲の構成を感じ取って歌おう」が示され、曲名の下に「旋律の特徴や強弱の変化に気を付けながら、表現を工夫して歌いましょう」のように学習目標に迫るための具体的な学習活動が示されています。

観点２「名古屋市教育振興基本計画との関連」においては、特筆すべきものとしては、「教育出版」の１年６０ページをご覧ください。各学年に設けられた「何が同じで、何が違う？」では、鑑賞と表現の活動を関連付けて示し、特徴や着目したことを自分の言葉で整理できるようにしたことで、思考力・判断力・表現力が育まれるよう工夫されています。

「声の音色の特徴」、「旋律の特徴」など、さまざまな音楽について共通性と固有性を考え、

音楽文化の理解を深めることができるようにしています。「教育芸術社」の2・3年下54・55ページをご覧ください。日本各地の郷土芸能を取り上げ、中学生が地域の人たちと協力しながら祭りや芸能に携わる様子が写真やコメントで紹介されており、音楽文化を継承しようとする心が育まれるよう配慮されています。生徒たちが自分たちの住む地域にも目を向け、愛着をもつことができるようにすることで、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するよう工夫されています。

観点3(2)「内容の程度」については、特筆すべきものとして、「教育出版」の1年62、63ページをご覧ください。「深めてみよう」では、学びを深めるための楽曲や活動を掲載することで、これまでの学びを生かした、より発展的な学習が展開できるよう配慮されています。「教育芸術社」1年42ページをご覧ください。「指揮をしてみよう」では、知識や技能を確認しながら、鑑賞曲や合唱曲を指揮で表現して、より豊かな音楽活動につなげることができるよう配慮されています。

観点5「印刷・造本等」において、両者ともカラーユニバーサルデザインに配慮した印刷であり、造本は堅ろうです。特筆すべきものとしては、「教育芸術社」では、開きがよくワークシート等の記入がしやすい糸中綴じで造本されています。

ページをめくっていただいて、次のページをお願いします。

事項1「育みたい資質・能力が整理され、わかりやすく示されているか」について。特筆すべきものとしては、「教育芸術社」では、1年生8・9ページに学習指導要領に示された三つの資質・能力とそれに対応する学習内容や教材が各学年とも同じように示されています。また、各教材には「学習目標」「活動文」「音楽を形づくっている要素」が示され、指導計画を立てる際の参考となるよう配慮されています。

事項3「言語活動が適切に位置づけられているか」については、特筆すべきものとしては、「教育出版」1年9ページをご覧ください。「話し合おう」では、自分の考えをまとめ、他者との交流によって考えを深めることで、協働的な活動が展開できるように配慮されています。「教育芸術社」1年19ページの「深めよう！音楽」では、曲に対する自分の考えをもち、他者との交流を通して学習を深めることができるよう工夫されています。また、旋律の特徴や強弱などの音楽を形づくっている要素を示すことで、言語活動を充実させることができるよう配慮されています。

なお、音楽科の教科書に対しまして、「市民の声」として、1件ご意見をいただきましたことをお伝えさせていただきます。

以上、音楽科について、報告させていただきました。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「音楽一般」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(小栗委員)

専門家のご意見とそれから調査報告書の視点からいって、教育芸術社が圧倒的に評価が高いとみておりまして、あとは多分好みの問題でいいとか悪いとかというところがあるので、専門家と調査委員会の意見を尊重して、教育芸術社が私は良いと思います。

(船津委員)

今さらですみません。ちょっと質問させていただきたいのですが、音楽はなぜ2年3年の上と下に分かれているのですか。2年でやって3年でやって、1年は1年じゃないですか。

(柴山指導主事)

1年生は1学年で一冊を使うということにしておりますが、2・3年上というもので2年生、2・3年下というもので3年生で活用します。

(船津委員)

じゃあなぜですか。上は2年でよくて、下は3年でいいのに、なんで上下なんですか。

(柴山指導主事)

第2学年及び第3学年ということで学習指導要領上は目標も一緒に書かれております。1年生のみ違うということで内容も別に書かれているんですが、2・3年生目標が同じように表記されておりまして、内容についても2・3年生ということで表しております。

(西淵委員)

多分ですけど、弾力的に扱うことになっておりまして、2年、3年でひとつの区切りなんですね、学習指導要領上は音楽だと、生活科もそういうのがあるのですが、ひとつの区切りになっているものを、この教科書会社がカリキュラム編成するときに上下と分冊している。おそらく教育芸術社と教育出版は中身が違っている、上下で。そういうことに気づかれたんではないかなと思います。

(船津委員)

それでいいということですね。

(西淵委員)

それはそれぞれの特色でカリキュラム編成してある。どっちが使いやすいかという問題

です。

(船津委員)

わかりました。

(小嶋委員)

二つから選ぶということですが、本当にどちらも甲乙つけ難いと思うのですが、親しみやすさから言うと、こちらの教育芸術社の方がより入りやすい、読みやすい紙面かなと思いました。先生方のご意見としても圧倒的にこの教育芸術社の方が評価が高いということなので、こちらの教育芸術社の方で、小栗委員と一緒にですが、よろしいのではないかと私は思いました。

(鎌田委員)

私もこの教育芸術社がいいと思います。ただ両方とも一緒なんですが、大きさがA4版ではなくてこの大きさになっているのかなという質問をしたいのですが、いかがでしょうか。できれば生徒さんたちがですね、全部同じ大きさの方が、何するにしてもやりやすいんじゃないかというふうに思うんですけど、何か理由があるんでしょうね。

(柴山指導主事)

今のご質問ですが、楽譜を載せまして、楽譜だけであれば今おっしゃってくださったような大きさになるかなと思うんですけども、その左側に学習の目標だとかを載せさせていただいている。あと楽譜をより大きく見せる、というふうなことで調査専門委員より報告いただいております。

(鈴木教育長)

音楽につきましては、調査研究委員会、学校からの意見それぞれ受けまして、教育芸術社を推す声が多いかと思います。従いまして、令和3年度使用中学校用教科用図書「音楽一般」については、「教育芸術社」を採択するということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

続いて、「音楽器楽合奏」の説明をお願いいたします。

(小栗委員)

先ほどの国語、書写と同じことかもしれませんが同じ音楽なので、どちらがいいということは別にして違いとか、我々専門家評価もいただいておりますので、その点を踏まえてできるだけ簡潔に説明をいただけるとありがたいと思います。

(柴山指導主事)

各中学校の調査研究協議会報告書の傾向を黄色横長ファイルにまとめてあります。その資料の音楽科のページをご覧ください。音楽科（器楽合奏）の教科書は、「教育出版」、「教育芸術社」の2者から発行され、調査研究をいたしました。資料②調査専門委員会報告書をご覧ください。各者の観点別の特徴や長所のうち、特筆すべきものについて報告させていただきます。

観点1「学習指導要領との関連」については、「教育出版」では、26ページをご覧ください。「何が同じで、何が違う」では、吹く楽器の仲間、リコーダー、篠笛、尺八を取り上げて比較し、それぞれの楽器の特徴を踏まえて共通点や相違点について考え、気付いたことを友達に紹介するという学習が展開されています。この学習を通して、協働的な活動が展開できるようになっています。主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、進んで学び合う活動が展開できるよう工夫しています。「教育芸術社」、8・9ページには、学習指導要領に示された三つの資質・能力とそれに対応する学習内容や教材を示し、身に付けられる学力が一目で分かるように示されています。さらに、10・11ページをご覧ください。左端に、縦書きで何を学ぶかを、曲名のすぐ下に活動文で具体的な学習活動を、右ページの「深めよう！音楽」で主体的・対話的で深い学びを実現するよう工夫しています。

観点3(1)「内容の選択」については、特筆すべきものとしては、「教育芸術社」、70ページから75ページをご覧ください。リコーダー、ギターのほかにも、多様な打楽器が取り上げられ、とりわけ、次のページ、76ページ以降には、幅広いジャンルから、生徒が親しみやすい曲、取り組みやすい曲が配列されています。

観点5「印刷・造本等」については、特質すべきものとして「教育芸術社」では、開きがよく、耐久性に優れた糸中綴じであり、机に置く楽譜として扱いやすく配慮されています。

ページをめくっていただいて、次のページをご覧ください。

その他、事項1「和楽器が適切に取り扱われているか」については、両者とも篠笛、尺八、箏、三味線、太鼓を扱っています。特筆すべきものとしては、「教育出版」23ページをご覧ください。「さくらさくら」では、箏と三味線という、二つの異なった和楽器同士での合奏ができるようになっており、共通性と固有性から深い学びへ展開できるよう工夫されてい

ます。「教育芸術社」92 ページ をご覧ください。篠笛と太鼓の合奏である「MATSURI」では、雅楽で用いる奏法によって心情豊かに盛り上がり、和楽器の魅力に迫ることができるよう工夫されています。

なお、音楽科（器楽合奏）の教科書に対しまして、「市民の声」として、1 件ご意見をいただきましたことをお伝えさせていただきます。

以上、音楽科（器楽合奏）について、報告させていただきました。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、「音楽器楽合奏」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（小嶋委員）

これは先ほどの音楽で教育芸術社を採用することになっていますので、やはり器楽も同じ教科書会社を採用するのが混乱がないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

（西淵委員）

全然異議はありません。ただですね、教芸の 8 ページをみていただくと、中学生の器楽の学習内容、これはさっきの一般で出ていたのですが、これを書いていただいてもなんにもならないことはないけど、これは意味が中学生に対してあるのか、先生がみるページなのかなと、それかこういうことを本当に学習する内容の中身で書いていくってことが求められているような気はします。だけど他のところをみるとですね、色々と 4 ページ、5 ページのこの各世界の器楽のこととか、もちろん最初の 2 ページのソビエトのピアノで語るということで中身は非常にいいし、学校の先生方、小嶋委員が言われたみたいに、非常に強く考えてみえるものですから、これでいいと思いますけども、そういうことも非常に大事なかなということは自分では思います。

（鈴木教育長）

ありがとうございます。他に意見が無いようでしたら、音楽一般で選んだものと同じものというご意見もございました。

令和 3 年度使用中学校用教科用図書「音楽器楽合奏」については、「教育芸術社」を採択するというところでよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(小栗委員)

1点だけ。その教科書で結構です。今度、指導部の方にお伺いをお願いをしておきたいのですが、今コロナ禍でですね、私も色んな会に行ったときに、声を出して歌えないんですね、おそらく学校でも同じようなことが起きていると思います。その時にどういうご指導をされているかわかりませんが、ハミング、私も実は歌を歌いますので、口を閉じてハミングができるんですよ、そういうようなご指導を考えてらっしゃると思うのですが、ちょっと参考にさせていただけたらいいなと思います。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。まず9月以降の参考にさせていただきたいと思います。

(鈴木教育長)

それではこれを持ちまして、日程第5「令和3年度使用教科用図書の採択について」を終了いたします。

中学校教科用図書の残りの種目につきましては、7月22日及び7月29日に予定しております臨時会にて採択を行いたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

ここで、傍聴の方も含め、ここにおられるすべての皆様に再度お願いをいたします。令和3年度使用教科用図書の採択に関しましては、愛知県の指導により、採択結果は8月31日まで非公開となっております。採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取扱いとなっておりますので、その旨ご理解の上、本日ここで知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

(鈴木教育長)

それでは、これより日程第6へ移ります。また、これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人及び記者の方々は退席をお願いします。

日程第6以降は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後4時49分終了